

原審において、国の代理人は、「備考」欄の小項目の有無や概要について問われても、〈応じない〉と答えました。応じなくても自分たちが不利になることはないと思込んだからであり、事実その通りになりました。

原審裁判所が、「備考」欄は可分な情報が含まれていると推測しながら、全体として1つだという国の主張の誤りを明らかにできなかったことは、極めて不合理で、原判決の説得力を失わせています。

ただ、この不合理は、裁判所が適正に釈明権を行使することだけでは、正すことができません。適正な釈明を行っても、国が応じなければ、同じ結果となるからです。

本件のような不合理な事態を回避するためには、国が釈明に応じないことが自分たちに不利になるような解釈を行うしかありません。

残念ながら本件事件では、裁判長の反対意見がありながら、3号・4号の解釈に関する申立の理由は排除され、上告審で正面から取り上げられることはなくなりました。

ただ、下級審では、インカメラ制度がない中で、行政機関側に不開示事由の立証責任があることと、3号・4号の文言とを、どのように整合させて解釈・適用するかを、悩みに悩んだことがわかる判決が、いまもあります。

したがって、せめて3号・4号の適用が問題となる本件において、「備考」欄が小項目に分かれており、可分なものが含まれていると推測できた場合は、「備考」欄の全体が3号・4号に該当すること”について、国が立証できていないとして、「備考」欄の不開示処分を取り消すべきです。

このような判断があってはじめて、釈明に応じないと不利な判断がなされるため、国は、小項目の有無と概要、相互の関係を明らかにして、具体的な事実に基づく不開示理由を主張せざるを得なくなり、適正な審理を行うことができるようになります。

知る権利を実現させた情報公開法が定めているのは、適時に開示を受けられ

る権利であります。いつか開示されれば良いというものではありません。

上告人が開示請求をしてから、まもなく9年になろうとしています。

真っ黒に塗られた個人情報ファイル簿を見て、あまりにひどい処分だと考えて訴訟提起し、その後、一部の変更決定はなされました。

しかし、これほど長く争いを続けていても、なお適正な開示が受けられないのは、適時に開示を受けられる権利・利益が侵害された状態にあるといえます。

裁判所に対して、これ以上係争が続くことのないよう、本件事件を適切かつ速やかな解決に導く判断を求めます。

それによって、今回の裁判所の判断が、本件だけでなく他の多くの類似事案の適切な指針となることを期待して、上告人情報公開クリアリングハウスの弁論を終えます。